

明治八年四月刻成

堀秀成先生著

官說教
許本義
古道提綱要畧

甲府
書林
内藤傳右衛門藏版

說教
本義
古道提綱要畧

目錄

○圖

○同辨

○本津御國

○神隨

○事舉不為國

○稜威

特35
742

古道提綱要畧

目錄

特35

742

說教
本義

古道提綱要畧

目錄

○圖

○同辨

○本津御國

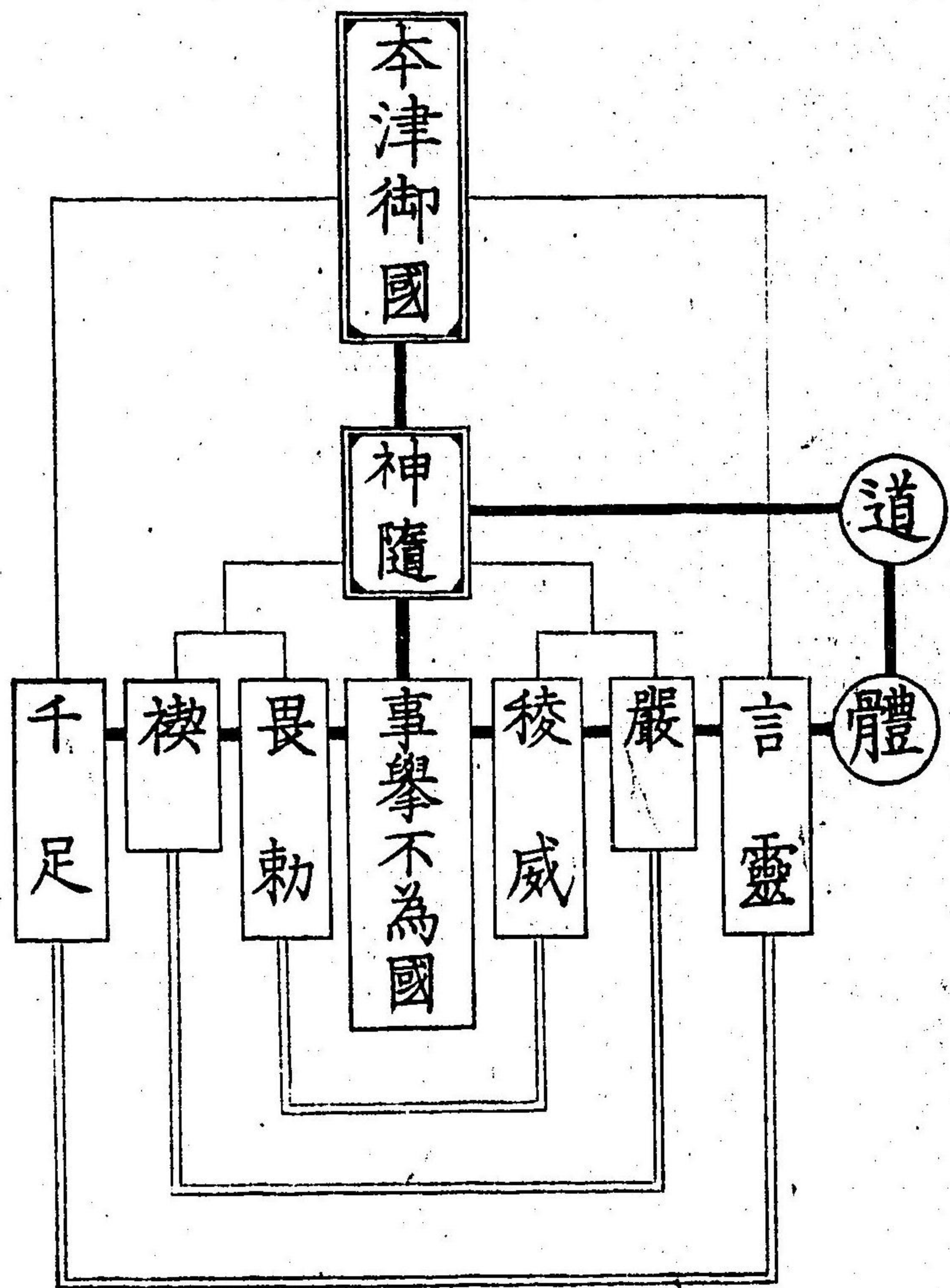
○神隨

○事舉不為國

○稜威

目錄

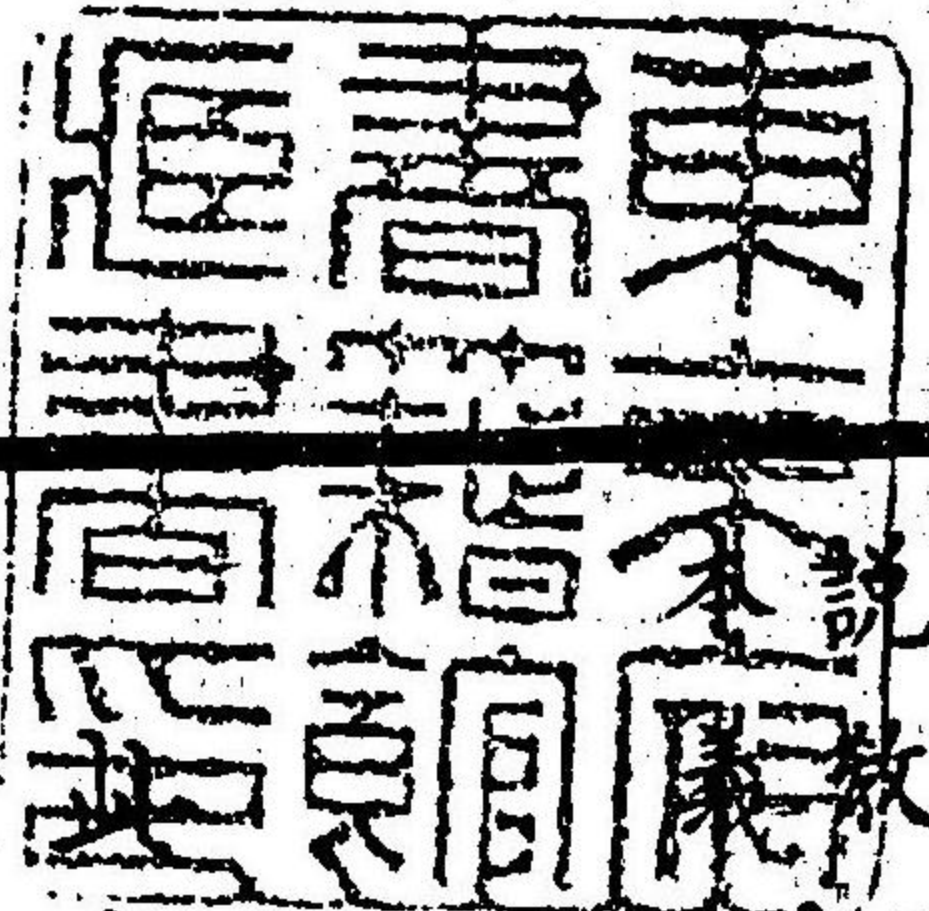
古道提綱圖



- 階級論
- 千足チクリ
- 言靈コトダマ
- 楔ミソギ
- 嚴イッ
- 畏勅ミコトカシコミ

古道提綱圖

古道提綱圖



古道提綱要畧

堀秀成著

書は已に著したる古道提綱の初に載たる
圖の大旨まゝと本書に擧げたる本津御國以下
九條の名目は意茂畧注して古道學の階梯と
せり委しくは本書に注ふべし

○圖辨

古事類聚

此、圖は頭小、本津御國と擧げたるハ、皇國は萬國
の祖國よりて、天下は本の御國といふこと、我ま
づ知、せたるもの也、其、下は神隨と擧げたるハ、懸
卷ハ畏き天皇は天下治、給ふ大政ハ皇祖神の詔
給ひし法の隨、千五百萬歳は末の世に至る迄、
聊も違ひ給ふことなく治、給へり我とトめ、諸臣
ハその御詔に隨、二心なく天地共大君に奉仕
せざるものと畏奉るが、則神隨よりて此即道、大本小

ハあるあり、又其、下は事擧不為國と擧げたるハ、
如此嚴なる道の備れる我漢國おどめごとく云
云と言擧して道こそ論ぬ國體あるを、即國の
名よさへ稱して、言擧不為國といひふちり、斯て
本津御國、神隨言擧不為國の三條は、此圖の大綱
あれハ正中は太く經を引きて、其、由我知、せたる
も此也、さてまと此三條の意を省約て云、ごまづ
天下は本の御國あれハ正しく神隨の道備れる

古事本紀卷之八
を上つ代より言舉りて道くくは云ざる國體
といふ意也斯て又其右は稜威と擧げたるハ神
代より我國風として天皇建く雄くく坐まは
まよりて諸臣諸民共る至るまで假初も柔弱
ことなく其心潔白くして建く勝れたる國體を
我云其左畏勅と擧げたるは天下は天皇御一
人の天下して外國共此ごとく天下我天下のも
れと云るごとくなく假令大君は何様もおそくま

にとも一向は畏と敬ひまわつて其大命は背こ
奉ることなき國體ある我いふさて右は擧げた
る稜威と此畏勅と此下は二筋の小經を引渉
たるは、大君は稜威の御盛に坐まはるゆゑ其
勅我畏に奉る由にて此二は六の圖の中にて一
類は義あり我知せたるも此也斯て右は方は嚴
擧げたるは天地の神我祭りて天下を治給ふが
大政の本おれハ火忌をまつめそべて何のうへ

をも清淨あらまめむとけり國體あるをいふ其
 右禊と擧げたるハ、國穢れば必ぎ國は災を生家
 穢れば家は災生むものかれハ、物の穢あると
 きは穢の事を行ひて、家國を清身も禊をな
 て、災害を退け、幸福を迎むとけり國體あるは
 ふ、さて右は擧げたる嚴と此禊と乃下は、二筋の
 小經を引涉したるは、物汚れば、必ぎ禊をばさ由
 よて、此二は六の圖中よて一類の義あるは、

たると此也斯て右は方一言靈と擧げたるは、言
 靈佐吉播布國と國の名も稱へて、皇國ハ天下
 萬國は勝れて、言語はいみじく美しく貴き國體
 ありて云其左千足と擧げたるは、此も細戈千足
 國と國の名も稱へて、五穀物はとめ、成と成
 了物ら悉く萬國は勝れたる國體ありて云、さて
 右擧げたる言靈と此千足の下は、二筋の小經は
 引涉したるは、萬國は勝れて、言語は美しく萬

物の足れりと、此、二、ハ、ホの圖、中、よて、一類の義あり
哉知^ラせたるも此也、斯^カてち^ク言^フ舉^ゲ不^レ為^ル國^ヲを中
央^ハよ^リて、其^ノ右^ニ左^ニ統^スて七條の名目哉一筋の太^キ經^ヲ
もて引^ツ聯^ツねて、其^ノ惣^ト括^ス一^ノ體^トと志^スる^一たるは、此、七
條皇國此國體の大意あり哉知^ラせたるよて、言^フ舉^ゲ
不^レ為^ル國^ヲを中央^ニか^しと^るは、是^レを國體此大本か
れ^ハあり、又、其^ノ上^ニか^る神隨^ニも太^キ經^ヲを引^ミて道
と志^スる^一たるハ、皇國の道は神隨此道あり

り、く^て其^ノ體^トと標^シたると、道^トと標^シたる哉^ニ遂^ニ
一筋の太^キ經^ヲもて、一^ツよ引^ミ結^ビたるハ、彼、七條の
國體^ニ適^ハつ^るガ、即^チ神隨^ノの道^ニ合^ハつ^る由^ヲ哉知^ラせ
たるもの也、斯^カてま^と本津御國より小^ノ經^ヲを言^フ靈^ト
千^ノ足^ノの二條^ヲ引^ミ及^ビたるは、天^ノ下^ノの本^ノの御國
なる故^ニ、言^フも美^シく、物^も足^レるよて、言^フ靈^ト千^ノ足^ノ
の二^ツは本津御國より出^タる由^ヲ哉知^ラせたるもの
あり、又、神隨より小^ノ經^ヲを嚴^シ禊^シ稜^シ威^シ畏^シ勅^シの四條^ニ

引き及したるハ、神隨の道正しく備れり故に此
四條の國體ハありて、此四條ハ神隨より出た
る由哉知せたるも此也

○本津御國

古事記於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美
命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛
而言依賜也故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以
畫者塩許袁呂許袁呂迹畫鳴而引上時自其矛末

垂落之塩累積成島是於能基呂島とあるがまづ
皇國比萬國の本つ御國たる本源ありては御皇
統の本より三段此御依ありて、此天津神の二柱の
命より依し給へるが其第一此御依也、次より伊邪那
岐命より天照大御神より天上を依し給ひしが、其
第二此御依より次大御神より皇御孫命より皇國
哉依し給ひしが、其第三の御依也、りく三段より運
びて終り其三段より當る御依より皇國の大君定り

給ふ然るより其初は二柱命の淤能基呂島哉天之
 御柱と見立給ひて國島産出給ひてがまが本津
 御國に基とはおれるあり 此、三段の御依といふ
 こと古傳の經とある
 こと委しといひ已が著した ををいふにたらば
 る古傳經緯考といひたり
 我皇國は二柱御祖命の産出給ひて御國をれば
 必らば萬國の祖國として其大君の御皇統連綿
 と成り生る萬物も勝れて美しうるべき 理著明
 なる也
 斯て第二の御依よりりて天照大御神

は天哉志ろしめ建速須佐之男命は天下を志
 ろしめたことと定りて 古事記ニハ所知海原矣
 事依也とあり海原ヤゲ
 て天下の惣國をいへる言あるより 其、二柱の御
 ハ、書記天下とあるよてあるべし
 中より生給ひて御孫命に我大君と定り給へる皇
 國なればこゝに至りて弥萬國の本國あること
 灼然あり猶いそは天といひ地球をいひ天下とは
 地球上哉と云ふこと勿論ある 天といひ地球ま
 と漢籍に云天
 をもいひたりそは委しといひ已が著した その地球
 天津國名義考に云たり哉見るべし

を主宰給ふ日、大神と地球を主宰給ふ須佐之男命諸共、二柱御祖命の生る給ひ給ひ皇國を生れ給ひ、その御祖神に御依の隨、天と地とに分れ給ひつゝ、其天地の間ありとあり萬國茂恵み養ひ給ふ御恩頼りて動物植物山物共長茂ゆるむれあるを、此廣く大なる神徳を、何れ國一、日片時も蒙らばりてありえめやも萬國共我皇國哉天地の本つ御國と仰ぎしめやも謂

西洋國共二ハ地球上萬國此位列を帝國王國と區別たるハ甚嚴として私を定ふるよしなるに、彼が帝國と稱へたるハ萬國の中二つ一五ヶ國よて、そ我いとゆき五帝國といふ其中も皇國と支那國とを二帝國と稱へ云由され彼ハ皇國の万国勝れたること我より知れを、うへりて我國人の外國の學問を輩ふと、己が國のいふとく勝れたることを思ひ、外國をのこ貴むは、何なる心ぞや、つゝ不審ことあり

○神隨

孝德紀惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也とある注、惟神謂隨神道亦自有神道と

百一十人國書

あるがえ此の惟神といふ意我いへるまじめ也
くくて惟神の道やがて古道よそそのる古道と
いへることの見えたるハ皇極紀順考古道為政
也とあるがまじめありきてその神隨とは隨神
道云々とありごとく皇祖神の定給へる法則神
道よて其法の隨よ天下治給ふを云へる言よて
文武紀詔詞天都袖之御子隨母天坐神之依之奉
之隨聞音來此天津日嗣高御坐之業とありてハ

此御時よ初て詔給ひし詔詞よハありて大御代
よ詔來しといともやんどちまき古語よハあり
り既よいへる三段御依よよりて天坐神之依之
奉とは詔給へるあり斯て高御座之業とは天下
治給ふ大政を称へたる語なるりそを天津日嗣
高御座之業とつゞきたるよてそ此天下治給ふ
御業は天津日神より嗣に嗣を傳へ給ひし御
業あり由を志るべしくれハ大御代よ此天
皇ハ此御依の隨よ天下治給ひ諸臣達ハ天津神

の詔ミコトノリの隨マ大君オホノミコに仕奉ツカサるべしとの定りたる
我われ神隨カミツカとはいふあり斯てまゝ神隨カミツカり天下治テンカシ給
ふ御業ミコノトコハ何事をもて第一オホノトに給ふぞなれば
天地アメノツチの神を祭り給ふ我もてまづもどめよハ為
給ふさるは天下災害アマノハレあきてよく治シむことハ
天地神アメノツチノカミの幸サチに據サるでハえ何ナニもぬじざるハハ
り祝詞式イハヒコトノカタ祈年祭イハヒコトノカタ詞コトり神漏岐カミロギ神漏美命カミロミノミコ以ヨリ氏天社ウヂノテンヤシロ
國社クニヤシロ登祢ノボリ辞ハコト竟ハシ奉皇神等オホノカミノミコトと何ナニもても
稱イハヒ辞ハコト竟ハシ奉ツカサる
とは打ウま

かせてハ祭事マツリコト仕ツカサる天朝アマノミヤにて天地神アメノツチノカミを齋イハヒに祭り給
奉ツカサるを云言クニコトあり
ふ式カタハ神漏岐カミロギ神漏美命カミロミノミコの皇御孫命オホノミコノミコに授け給ひ
御故事ミコノコトあること知れていとも貴ウツクシきことども
也猶ナホ委マカくいと皇御孫命オホノミコノミコの御天降ミコノアメノツキの時皇祖神オホノミコノミコ
の教シへ傳ツカサへ給ひてたゞハ年の神は云々の御
由ユ緒ハシよせば其祭マツリハ云々よして年を得て民我治タタカシ
よ風カゼの神は云々の故ユヘあれハ其祭マツリハ云々せよ火
神カミハ云々して祭れと其式カタを傳ツカサへ給ひて世ヨに荒

風ありしめば、火の災ありせば、もべて天、下は
災害ありし、國內自然よく治りかむものぞと傳
へ給ひし皇御祖神に御教へられし、中昔より
るまで、禁秘御抄も禁中作法、先神事、後より他事と
記し給ひ、官職の御定も、神祇官を以、太政官以上
より置るゝかど、もべて神祭をもて政事此第一と
ちし給ふことあり、く、此は民の家より、これより
く此業を守護給ふ神達をよく祭りて、家より災害
ありしめば、その家業の榮え行むことを心より

くごふれしは、此ことは已が著したる天津祝詞名
義考より委しきいへり

○事舉不為國

萬葉集卷十三葦原水穗國者神在隨事舉不為國
云々、國の名よきと稱へて、吾皇國より上つ代よ
り正しく直る大道の元來具れた哉道といふ名
哉だといふべし、いさしき論ひをある
べしてよく治れるが國體の最第一にて、則言舉

不為國ははあるあり然るは漢國かどは名あり
て實あり、實をければ嚴は名伐設けて、何事れう
こよも道こく論は國風ある伐一應よこ、ろ
えて、彼國は道ありて、皇國は道ありと思ひ
惑へる輩もあるは、唯道といふ名は眩暈て實事
れうこを思はざるをれあり、外國は道の大本
たる君臣は道立さるが故よ、その枝葉よいと
まで正しき道のありざれば、強て教といふもれ

を作りあして、その道といふもれうなつ志め
むとけり也實の道なるとんは、教を設けてその
道は引入むとけりまでもあり、人自然より
ありて、その道は違をざるもれ也、その皇國
は天皇は天つ神の御子よましくて、その御血統
ありて、君と坐ことなれは、君は天地の限り
は君臣は萬代の臣といふこと、誰教ふるともな
く人皆能く心得て、その君臣は道は違ふもれ

ありぬをやたとつハ教と云も此ハ、いとゆる案
内者といふものゝ似たるものゝて、大道哉行く
る誰も案内者ゝ引るゝことはありぬを、漢國を
どの道は小道ゝて、曲くゝ迷ハゝれハ教の
案内者ハありぞ、さることゝも辨へば、
て、彼國ゝ種々教導ハ書籍あり哉、羨ハ、皇國ゝ教
導ハ書典あり哉、不審と思ふは、思はりれ足ら
ざる也、たゞて教訓といふものハ頼らざらば

れゝて、君を殺したる斗りの大悪人のいへる語
も、いとめてたゞ教語ハあり哉、その人の行
哉見れば、主殺國賊ありをりて、教語の實事ハ
遙ろ劣りて、大方ハ虚色の粧ごとなるを志るべ
し、故こゝをりて、我言舉不為國體の類ひもあ
貴きことを薦く思ふべし

○稜威

伊都と云語ハ、雄くゝ建テ形状を云語ゝて、伊

知くも通ひて千早振と云冠辭も則伊知速振と
云ことなり猶此語意いおのが著したる難語本
義考に委しくいへり、さてまづ吾天皇の建く勝
れたる御武徳おこしきて八十伴緒諸の民共
まゝいところまで、雄くく建く潔白心持て生れ
出る國體あるを、其基とあらはるるハ古事記に於是
天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修
理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也、

故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以畫者塩許素
呂許素呂迹畫鳴而引上時自其矛末垂落之塩累
積成島是淤能碁呂島とありて日本記私記其矛
化成小山と見えとるが此天神比給ひとる矛哉、
二柱神の淤能碁呂島に衝立給ひて、天之御柱と
見立給ひて、國島産出給ひしは、凡て皇國に産
出するもれハ、彼御矛に肖たる自然の理ありて、劍
を造るに鉄のいとも勝れて、其劍の利をばはト

め、萬物堅實剛利して、美麗く人の心も剛氣潔白
 さは皆此由緒よりことあり、然れば天照大御
 神ハ、女神ニ坐も以て、素佐之男命の天上ニ昇り
 來まればとは古事記ニ即解御髮纏御美豆羅而
 乃於左右御美豆羅亦御髮亦於左右御毛各纏持
 八尺勾璫之五百津之美須麻流之珠而曾毘良邇
 者負千入之鞞附五百入之鞞亦所取佩伊都之竹
 鞞而弓腹振立而堅庭者於向股踏那豆美如沫雪

蹶散而伊都之男建踏建而云々とあることとく
 く斗り御勢を顯し給ひて待向ひ防ぎ給むと
 為し給つる御勇威ましく故其御子孫と坐以
 御代々の天皇命も雄々しく建く坐まじること
 は御代々の史どもに見えとるが如く臣達ハ子
 孫ニ遺訓給ひて山行ハ草生も屍海行ハ水積屍
 大君の上よこと死ぬ願はせと言立し給ひ庶
 人ハ友を勵めて額よハ箭ハ立とも脊よハ箭ハ

立トといつる斗り勇に健びたるがまこと皇
國の國體クニセあるをよく思ふづゝされば畏カシれど
天皇といへども、中昔よりありて、漢國カンクニの王共ニキレトモの
表向の威儀をのり飾りて、人貴く見られむと
しるをよきことと學マナび取り給ひしより、漸々
大稜オホシ威衰イシつ給ひて、下として上を覷オクふことと外ソト
國風クニフウの逆事サカコトといひて、遂に武家にて意の
まゝ、了政を行て皇室ハ無きごとくあり給ひ

一も、皆國體は違ひゆき給ひしより起りしこと
ありく、弱ヨクてハ家産の榮えゆくことハさう也
何事も成がとき理あれば、必ず建タテき心を片時
も忘るゝことある家を榮えしめ、万のこゝを
あしとげむと、雄ヲスくしるべし、

○畏勅

古事記大國主神云々、此葦原中國者隨命既獻也
云々、僕者於百不足八十、堀手隱而侍亦僕子等百
八十神者即八重事代主神為神之御尾前而仕奉

者違神者非也まゝ書記大己貴神報曰云々吾所
治顯露事皇孫當治吾將退治幽事とありて天下
の幽事ハもべて大國主神の知食顯事ハもづし
皇御孫命ハ知食ことと顯幽を二方ニ持分け給
ひて知食ことと定りしハ世中の一大事の立定
りとする本よてこれより世に幽事ハ遺ること
なく、おとく大國主神の主宰給ふ方ニ係り、顯
事は漏ることなく、おとく皇御孫命ハ主宰給

ふ方ニ係れるを人事ハ即顯事のいづれあれば、
天下ニ生出る人草ハ其勅ニ聊も違ひ背さ奉る
ことなく、驚く畏み奉るべしと、神代より定
り來れるハ、則此、御由緒ニよるとあり、斯てま
と皇御孫命、御天降の時、天兒屋命、布乃玉命、天
受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、拜五伴緒の神達
を御供ニ從へ給ひて、天降り給ひしが、御世々の
天皇ハ、則大の皇御孫命の御子の御子繼ニむこ

一ま一諸臣達は則此神達の御子の八十継よま
一ませば、皇國の君臣ハ神代隨の君臣よま一ま
一て、いとゆる萬古一日の如く、君臣の道いさ
くも動カクことあさむ、誰タレその勅ミコトノリを畏カサく敬キヤウひ奉ホウらざ
くめや、是ぞ我國體の類ひもあは正しく貴さ
よハありける、萬葉集卷十九天地之初時從宇都
世美能八十伴男者大王爾麻都呂布物跡云々を
と歌よよみ傳へとるハ、古ハ常の言ぐさよも

夫の意をいひあつりものぞう

○嚴

伊頭といふ語は物の清く潔きを云語よて、語の
本は本居翁の説よ、阿支頭と云言の約れる由い
これとれども諾ノカひヒとト、巳ミガ説ハ難語本義考
よいへり古事記伊邪那美命答白悔我不速來吾
者為黃泉戸喫とあるハ火忌の本よて、伊邪那美
命のく詔ミコトノリひヒは黃泉の火ハ穢れとる哉其穢

火のものの食ひくれば、則我身穢れて、頭國に歸り
 ぐとくと此御意をり、又古事記初於中瀬隨迦豆
 伎而滌時所成坐神名八十禍津日神次大禍津日
 神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成之
 神者也次為直其禍而所成神名神直毘神大直毘
 神次伊豆能賣神於是洗左御目時所成神名天照
 大御神次洗右御目時所成神名月讀命次洗御鼻
 時所成神名建速須佐之男命とありて伊邪那岐

命の大御身此いまど泉國此汚の残りて、清成給
 ハぬぶと小八十禍津日神次大禍津日神成出給
 ひ、後終に全く清くあり給ひしに、三柱の貴
 神成出給ひし也、是則もの穢より凶惡事を生
 じり、清くありし時ハ吉善事生じ理の本也

○楔

楔ハ身滌よて、水伐身よ滌ぎて身伐清むるを云
 言也古事記是以伊邪那岐大神詔吾者到於伊邪

志許米志許米岐穢國而在祁理故吾者為御身之
襖而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而襖後
也マヒキとあるが身穢札ハ必襖ムトベき事の本也、され
ハ速須佐之男命ハ、後よりりて神劍を得給ひ神
武天皇は、中國を得給ひて天下を治給ふ基を定
給ひ、神功皇后ハ三韓カラシムを得給ふ、皆襖後ノやんと
とちく奇異クシビの功頭シムシはありなり、寔マ此襖ノの事
は、皇國の一大事トて、神代より傳マ來ル事トて、天

下を治給ふ要領ヲあるを、中昔より神事の衰ハ行
きて唯巫祝輩ノのち以技事カ此ニごとくありハ、い
とも歎シことあり、

○言靈

言ハ言語ゴトの言ハて、人のりのいふ詞ハことあり、
靈タマハそれ中ニ寓ヤトりて、その主本ヌシとありを此ノの
活動ハタラクキを宰ツカサりて、いとも奇異クシビあるを此ノを去クを找マ
言靈ゴトタマと聯ツらねていふときは、言ゴト此ノ中ニ靈タマありて

その言よいとむく奇しき妙用をなさむるを
いふ斯て皇國のこゝを言靈能佐吉播布國と稱
へたる佐吉ハ咲開幸あど云言よ同く播布ハ
英ことよて言よ靈ありて、その言の行涉り至ら
ぬ隅ちく足くハぬこゝもあく調ひて幸英た
由よて、言語此天下萬國よ勝れて美き國といふ
言也、そは萬葉集卷五神代欲理云傳々良久虚見
津倭國者皇神能伊都久志吉國言靈能佐吉播布

國等加多利繼伊比都賀比計理今能世能人母許
等期等目前尔見在知在とあると神代欲理云傳
今良久と語を發して、言靈能佐吉播布國等と受
け、さて加多利繼伊比都賀比計理と續けとるを
もて此言靈能佐吉播布國といへる稱ハ神代
より傳へ來りやんこゝなま稱号あること、仁明
紀日本乃倭之國波言靈乃富國度曾古語尔流來
礼留神語尔傳來礼留とあるを合せて慥々夫と

知_ラれ_トり、又皇國の言語此萬國よりいとく勝れて、
いとよく貴き言語なることハ神授音圖茂範則
として、それ照合するときは、一點の曇なく
明く_ク不辨_セく_クこと也 神授音圖ハ、五十
神授といふハ、此音圖といふものハ、その位置ハ
天地の真理を具へて、いひま_シる_ルに_ハ奇_ク妙_クなる
ものハ、て、必_ズて_ハ天神の授け給ひ_テ理_{アリ}あり_キ妙_クなる
とれど一應おて_ハ信_グと_ク思_ハむ_ル人_モ多_クく_ル
むを_、これ_ハ動_カる_ル理_{アリ}あり_テい_ハふ_コト_也、そ_ハ
已_ガ著_シと_ル五十音分生音圖、ま_ト神代_乃乎都
外_トい_ハふ_モの_ニ委_シく_イつ_ルを_見る_ベし、

○千足

千足といふ名目ハ、神武記_ニ昔伊弉諾尊_目此國_ニ
日_、日本_者浦安國_細戈_千足國_とあ_る了_據れ_り、そ
此意ハ圖辨の所_ハい_ハつ_るが_ハと_ハ別_ハ論_ハま
でも_ハ阿_ハら_ハん、
上件_ハ論_ハひ_とる_コト_ハも_、十七_八ハ先哲_ハ既_ニ
い_ハれ_テ、今_ハ大方_誰も心得_テあ_ること_ハあ_らず
國體_ハ本_末あ_ること_ハ茂明_シく_、と_ハ茂圖_ハあ_らせ_るハ

己がこづめて為たうことおれば、夫おつけて本
津御國より以下、千足まで九箇此名目を畧注し
て、己より従ひ學問モノヲモする輩より古道學の階梯を
得させむとをる也、抑學問はうへ、必り階級よ
よくでは進ぐとさうおるを、今ハ世ハ古道學
盛よりおりおれど、學則を立階梯を委曲ツマビラカより
人を教ふる輩、甚稀かるハいと歎ハしきこと
也、さればこの學生我見するハ、ヤもそれハ唯博

覽をよきおとす、遂に雜學ハ流きあるハハ
詠歌ハ耽りて、風流をこころし、あるハ語譯活
語等に泥みて、道哉たゞさむと思ハざる、皆そ
此師の學則立べして、階級およびざる故也、既本
居翁此著れとる初山ぶこの學問のうへ、るえを
かりれとるものなれど、夫を猶いづれより
も學ひゆくごとく、やうおいしれとるハ、階級立
がこころいとあゝぬとさ也、己が立とる階級ハ

五科八等よりて、五科ハ第一語格第二音義第三
 文格第四古典第五有職之れ也、八等ハその一科
 毎々八等の階級あるをいふ、別々五科八等番説
 といふものを著し
 てそれより斯々古典科の第一等ハ古道提綱とい
 ふものを講究することみて、この槩畧書ハそれ
 補ふもとて著したる也、さてまと立ちつりてい
 る上論ひこる博覧をよきこととして、雜學ふ
 流るゝをよろしと云ハ、必、ハ博覧あるがよろし

よハあつて、さして學問ハ博覧ありてハ考證ハ
 狭く、義論も手強かりて、學問固りざれば、
 博覧ハ務むべきこと也、されど道を主張する心
 もなく、學則も立び、世云々の知といふまでとど
 る残いとも詮なく、よろしといひふあり、次々詠
 歌と耽り、風流をこころに流る残、よろしといふハ
 一向々歌よむがよろしといふはあくばまと
 をりふふれ、月をめで花をもてあそぶをとりめ

風流の心をかくてハ、えあはぬ、こと勿論あり、歌よ
まやハ古言此取廻くをとりめ、そべて、學問ふ活
此つゝぬそのおれば、必ずハ學問の補とくし
えて、歌ハよむさし、それど世に歌よこといふも
のを見うに唯歌よむをのこ專モハラとして、學問かど
そゞきそ此とも思ふべ、たゞく書籍見ると、源氏
物語やうれものを、うつなく貴きものと思ひつ
つ、文ふも歌ふも源語をどとりいさく、世たけさ

ことし思ふめする、いともをぢをまことちが
それもさる、さとして、志むくゆるさばゆる
いづれど、甚しきハ語格またがひとりをもい
とむに、助辭テヒのとし、此をぬをもつりみること
なく、唯珍ラしき節フシを覓モトいで、人のいまだ詠ヨミさる
所を、一首の丈のひまも調のゆるやうある
ぬまも、うゝことなく、よみいづる輩ハまこ
と論の外あり、されど、うゝる輩を世ハ歌ハ

上手なりとゆるにめり、近き頃世間おて上木志
たる歌集といふもの找みるに、さう類の歌のこ
多かり、まゝと近き頃といふも未の世に歌集共よ語
格の違ひたるを、強てあぢりいでつゝりし
歌もあるを、一向よ古格よかくしむハ詮あり
ちどいひまゝと本居翁などの玉霰おどすものも
此ハ、云々といふハ誤なり、云々は俗言なりかと
いそれとるハ、實^ゲよさることなる找とをことさ

るに己が歌よよみいれおとして、りしむるぬを
卓見のごとくおぼえとる、これハ物害^{モノガイ}あるい
ともくよろくぬ風あるを、必^ラば習ふべきもの
もおぼえぬことあるぞう、次語譯活語等よ泥
むをころしといふハ、寔^シよ夫^レよ此^レに泥^ニ居^ルを
こそころしといひつ、必^ズこの語譯活語此學ハ、歌
よみ文々くハさうかり、古典の訓法^{クニホウ}つくるよも
何^ニも開けてハ、えあるぬことなり、唯世^ニ云語譯

家活語家なといもろく輩此如く夫のこにこく
づくひて、あゝ世をまぎつゝ、學問乃上又大功
を立むこといさうまといもいふに、その學問死物
て終るをころくといふあり、猶此のことい
己が學則ち五科八等圖説に委しくいへるを
みて辨ふべし、ふくまの古典科の第一等といふ
古道提綱の槩畧茂著にまつけて、聊階級より
て、學問のまぎもれあること茂云のこ、終

説教 古道提綱要畧終
本義

古道提綱要畧終

明治八年二月官許
同 四月刻成

書肆

甲府常磐町

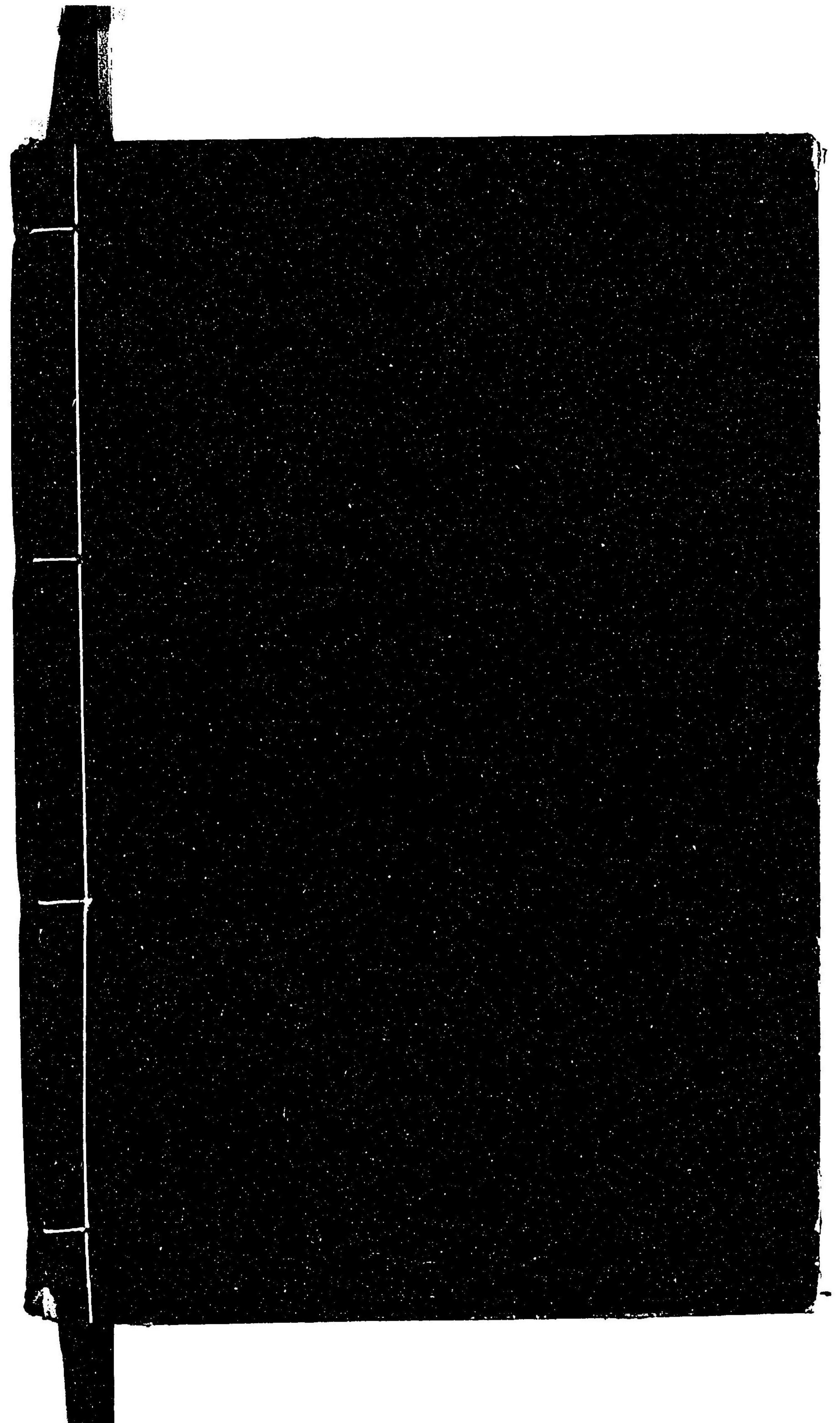
内藤傳右衛門

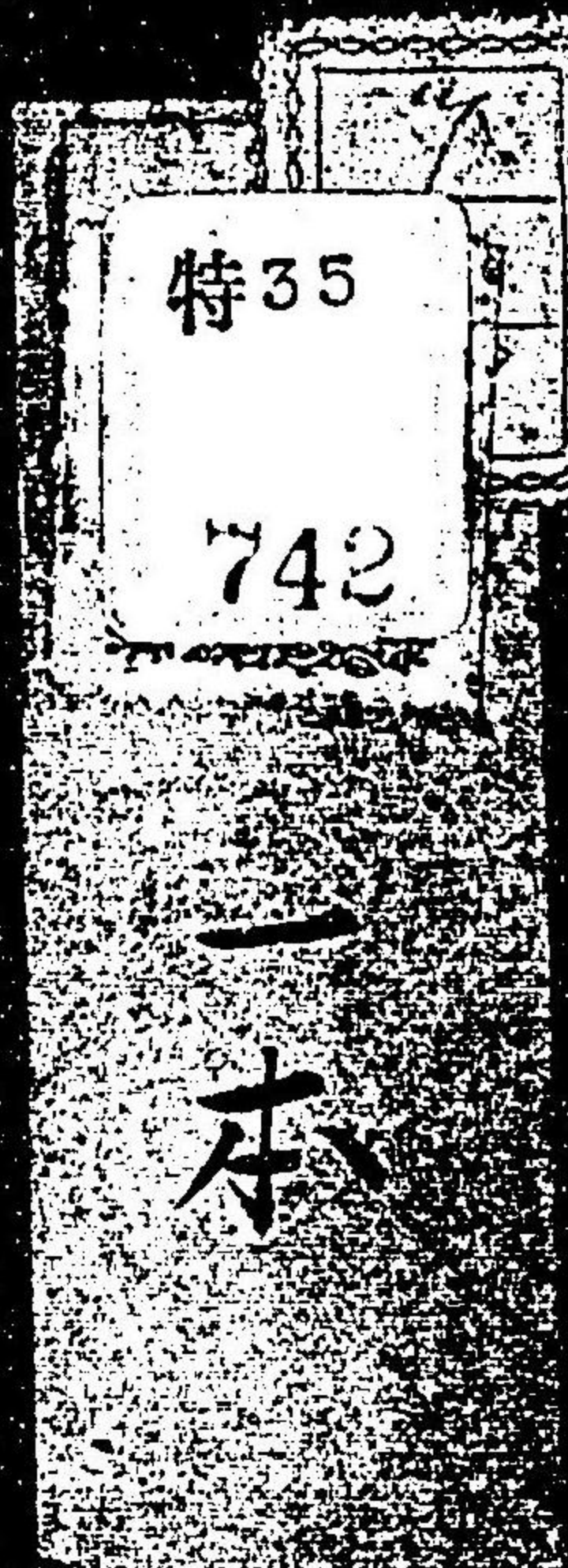
同 八日町壹丁目

同

店

版





014017-000-2

特35-742

古道提綱要略(說教本義)

堀 秀成/著

M8

ABB-0270

